

令和6年度 板倉町人事行政の運営等の状況の公表

第1 町長その他任命権者の報告事項

1 職員の任免及び職員数に関する状況(再任用職員を含む)

(1) 職員の年齢層別職員数

R06/04/01現在

	町 長	教 委	農 委	議 会	計
18 ～ 20 歳	0	0	0	0	0
21 ～ 25 歳	14	1	0	0	15
26 ～ 30 歳	13	0	0	0	13
31 ～ 35 歳	16	3	0	0	19
36 ～ 40 歳	7	2	2	0	11
41 ～ 45 歳	10	0	0	0	10
46 ～ 50 歳	21	2	0	0	23
51 ～ 55 歳	16	6	1	2	25
56 ～ 60 歳	8	2	0	0	10
61 ～ 63 歳	5	2	0	0	7
合 計	110	18	3	2	133

(2) 職員の任用状況(令和6年度中の昇任及び新規採用数)

	町 長	教 委	農 委	議 会	計
課 長 昇 任 数	1	0	0	0	1
係 長 昇 任 数	3	0	0	0	3
新 規 採 用 数	5	1	0	0	6
再 任 用 者 数	5	2	0	0	7
合 計	14	3	0	0	17

(3) 職員の退職状況(令和6年度中の退職者数)

	町 長	教 委	農 委	議 会	計
退 職 者	6	1	0	0	7

(4) 定員管理の状況

定員適正化計画(実施年度:平成17年度～平成21年度)

	町 長	教 委	農 委	議 会	特別会計等	農業共済	計
R06/04/01現在職員数	96	18	3	2	14	0	133
定員適正化計画職員数	113	26	3	2	15	1	160

※「特別会計等」は介護保険会計／国民健康保険会計／下水道会計

※派遣職員は町長部局に含む。

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価方法

平成28年度から職員が発揮した能力の程度を評価する「能力評価」と、業務に関する目標を定めた上で当該目標を達成した程度を評価する「業績評価」の二本立ての評価を実施しています。

(2) 評価者、評価補助者、調整者及び確認者

被評価者	評価者	評価補助者	調整者	確認者
係 員	課局長	係 長	副町長	町 長
係 長	課局長	-	副町長	町 長
課局長	副町長	-	町 長	町 長

3 職員の給与の状況(再任用職員を含む)

(1)人件費の状況(単位:千円)[令和6年度一般会計決算見込]

R06/04/01現在人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費比率(B/A)
13,601人	6,304,298	931,956	14.78%

(2)給与費の状況(特別会計を除く。再任用職員を含む。)[令和6年度一般会計決算見込]

■給与費の状況(単位:千円)

職 員 数 (A)	給 与 費					1人あたりの 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	手当計	計(B)	
119人	438,604	70,033	178,291	248,324	686,928	5,773

■部局別給与費の状況(単位:千円)

	町 長	教 委	農 委	議 会	計
給 料	350,481	71,433	7,179	9,511	438,604
職 員 手 当 (期 末 勤 勉 以 外)	56,965	9,352	1,900	1,816	70,033
期 末 勤 勉 手 当	142,191	28,950	2,880	4,270	178,291
合 計	549,637	109,735	11,959	15,597	686,928

(3)職員の平均給料月額、並びに平均年齢の状況(特別会計及び派遣職員の一部を除く。R06/04/01現在)[令和6年度一般会計決算見込]

区 分	平均給料月額	平均年齢
板 倉 町	319,480円	42.9歳

(4)職員の初任給の状況(R06/04/01現在)

区 分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
板 倉 町	196,200	166,600
国(一種)	196,200	166,600

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(派遣職員を含めない)

(1)勤務時間の状況

	町 長	教 委	農 委	議 会
始 業 ・ 終 業 時 刻	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15	08:30-17:15
休 憩 時 間	12:00-13:00	12:00-13:00	12:00-13:00	12:00-13:00

(2)年次有給休暇

【制度の概要】

職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的に、年の途中で採用された職員を除き、暦年につき20日付与される。また、前年未消化の年次有給休暇は20日まで繰り越し可能のため、最大付与日数は40日。

	町 長	教 委	農 委	議 会
平均取得日数(令和6年)	7.6	12.1	2.9	7.3
消 化 率 % (令和6年)	19.3%	30.2%	7.2%	18.2%

※年内に産前・産後休暇を取得した者、育児休業中、部分休業中、新規採用職員、再任用職員は対象から除く。
特別会計職員は、町長部局に含める。

(3)特別休暇

■選挙権その他公民としての権利の行使

【制度の概要】

選挙権その他公民権の行使にあたり与えられる休暇で、期間はその都度任命権者が必要と認める期間

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方議会その他の官公署への出頭

【制度の概要】

証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方議会その他の官公署へ出頭するにあたり与えられる休暇で、期間はその都度任命権者が必要と認める期間

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■ドナー休暇

【制度の概要】

骨髄移植のためドナーとして登録を申し出、又は骨髄液を提供するに伴う、必要な検査、入院等を行うにあたり与えられる休暇で、期間はその都度任命権者が必要と認める期間

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■ボランティア休暇

【制度の概要】

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当と認められるときに与えられる休暇で、期間は 1 の年において 5 日の範囲内

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■職員の結婚

【制度の概要】

職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇で、期間は結婚の日の 5 日前から当該結婚日後 1 年を経過する日までの間における連続する 5 日以内

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	1	0	0	0
取 得 率 (%)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■職員の出産(産前休暇)

【制度の概要】

6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産予定の女子に与えられる休暇で、期間は産前 6 週間(多胎妊娠の場合は14週間)

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	1	0	0	0
取 得 率 (%)	100.0%	0	0	0

■職員の出産(産後休暇)

【制度の概要】

出産した女子に与えられる休暇で、期間は出産の翌日から 8 週間

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	1	0	0	0
取 得 率 (%)	100.0%	0	0	0

■育児時間

【制度の概要】

生後 1 年に達しない子を養育する職員が、授乳等を行う場合に与えられる休暇で、期間は子が 1 歳に達するまで 1 日 2 回それぞれ 30 分間

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■配偶者の出産休暇

【制度の概要】

妻の入院の日から出産の日後 2 週間を経過する日までの期間に与えられる休暇で、期間は 2 日の範囲内

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0
取 得 率 (%)	-	-	-	-

■男性の育児休暇

【制度の概要】

妻の産前 6週、産後 8週の期間における子の養育のために与えられる休暇で、期間は 5日の範囲内

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■生理休暇

【制度の概要】

生理に有害な職務に従事する女性職員及び生理日において勤務することが著しく困難な女性職員について、2日の範囲内でその都度任命権者が認める時間又は日数

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■忌引

【制度の概要】

職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき与えられる休暇

	町 長	教 委	農 委	議 会
延 べ 取 得 者 数	13	1	0	0
延 べ 取 得 日 数	39.8	1.0	—	—

■父母の祭日

【制度の概要】

父母の死亡後15年以内に行われる追悼のための特別な行事を行うときに与えられる休暇で期間は1日の範囲内

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

■夏季休暇

【制度の概要】

7月から9月までの間における、週休日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間で与えられる休暇

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	81	13	3	2
平 均 取 得 日 数	2.9	2.9	3.0	2.5

■子の看護のための休暇

【制度の概要】

職員が負傷又は病気の小学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合で、その勤務しないことが相当と認められるときに与えられる休暇で、期間は1年において5日の範囲内

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	1	0	0
合 計 取 得 日 数	—	2.2	—	—

■要介護者の介護のための休暇

【制度の概要】

要介護者の介護その他の町長が別に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇で、期間は1年において 5日の範囲内

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

(4)介護休暇

【制度の概要】

職員が配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに同居している祖父母や兄弟姉妹等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に休暇の取得を可能とする制度で無給。

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	0	0	0	0

(5)病気休暇

【制度の概要】

職員が、病気又は負傷の治療に専念するため、その心身の故障が治癒するまでの間、次の基準により勤務を免除する制度

○公務上の負傷又は疾病～医師の証明に基づき必要な期間

○結核性疾患～3年を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間

○結核性以外の私傷病～90日を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	2	1	0	0
合 計 取 得 日 数	38.0	8	—	—
取 得 日 数 ／ 人	19.0	8.0	—	—

5 職員の休業に関する状況

■育児休業

【制度の概要】

職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として職務に従事しないことを可能とする制度

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	4	0	0	0
1年未満	1	0	0	0
1年以上 1年 6月未満	0	0	0	0
1年 6月以上 3年未満	3	0	0	0

■育児部分休業

【制度の概要】

職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するにあたり、公務の運営に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを可能とする制度

	町 長	教 委	農 委	議 会
取 得 者 数	11	1	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分状況

公務に対する町民の信頼に影響を及ぼすような非違行為が発生した場合には、そのような行為を行った職員に対し厳正に処分を行っています。

(1)分限処分

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、その種類として、「免職」「降任」「休職」「降給」があります。

	町 長	教 委	農 委	議 会
免 職	0	0	0	0
降 任	0	0	0	0
休 職	3	0	0	0
降 給	0	0	0	0
合 計 (人)	3	0	0	0

(2)懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、その種類として、「免職」「停職」「減給」「戒告」があります。

	町 長	教 委	農 委	議 会
免 職	0	0	0	0
停 職	0	0	0	0
減 給	0	0	0	0
戒 告	0	0	0	0
合 計 (人)	0	0	0	0

7 職員の服務の状況

(1) 地方公務員の服務規律について

【概要】

服務の根本基準は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」というものです。

- 職員は、法令及び上司の命令に従う義務がある。
- 職員は、信用を失うような行為をしてはならない。
- 職員又は職員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 職員は原則として、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、その職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- 職員は、政治的行為の制限を受けるとともに、公職選挙法による政治的活動も禁止されている。
- 職員は、争議行為等をしてはならない。
- 職員は、原則として、営利企業等への従事が禁止されている。

(2) 営利企業等の従事の状況(人)

	町 長	教 委	農 委	議 会
承 認 件 数	6	0	0	0
農 業	3	0	0	0
不 動 産	3	0	0	0

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況(人)

	町 長	教 委	農 委	議 会
延 べ 免 除 件 数	81	18	3	2
定 期 健 康 診 断	21	4	0	0
人 間 ド ッ ク 検 査 受 診 及 び 検 査 結 果 説 明	60	14	3	2

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正により、「板倉町職員の退職管理に関する規則」を制定しました。
これに伴い、元職員による現場職員への働きかけが禁止され、再就職者から働きかけを受けた場合は、その旨を公平委員会へ届け出る必要があります。

9 職員の研修の状況

■職員の研修の状況

研 修 名		実施年度	修了者数	備 考
職 員 研 修 所 研 修	新規採用 職員研修	S47～	6	
	一 般 職員研修	H17～	2	
	係長研修	H17～	3	
	課長研修	H 6～	3	
	そ の 他	H 6～	36	群馬県自治研修センター研修 など
県 実 務 研 修		H 5～	0	
海 外 研 修		H 5～	0	
職 場 研 修		年数回程度	127	DXIに関する内部研修、初任者向け研修 など
地 域 課 題 合 同 研 修		H15～	4	1市5町による合同研修
合 計			181	

※研修の実施状況については、令和6年度中に職員が参加した研修の累計

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

■定期健康診断

	町 長	教 委	農 委	議 会
受 診 者 数	21	4	0	0

■人間ドック

	町 長	教 委	農 委	議 会
受 診 者 数	60	14	3	2

■ストレスチェック

	町 長	教 委	農 委	議 会
受 診 者 数	101	18	3	2

(2) 公務災害補償の実施状況

【制度の概要】

職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用される。

	町 長	教 委	農 委	議 会
認 定 件 数	1	1	0	0

(3) 職員会に対する助成等の状況

【助成の目的】

職員の福利厚生に資するため

■助成金(助成金額合計 24,000円)

(単位:円)

助 成 金 / 人 (最 高 額)	町 長	教 委	農 委	議 会
	1,000	1,000	1,000	1,000
使 途	インフルエンザ予防接種補助 助成			

■職員会における個人給付事業及び給付単価(最高額)

(単位:円)

給 付 事 業 名	給 付 単 価			
	町 長	教 委	農 委	議 会
各 種 祝 金	結 婚 祝 金	20,000	20,000	20,000
	出 産 祝 金	5,000	5,000	5,000
	そ の 他 祝 金	5,000	5,000	5,000
慶 弔 金	職員(会員)本人慶弔金	30,000	30,000	30,000
	家族(配偶者)慶弔金	20,000	20,000	20,000
退 会 給 付	退会給付金 ※金券含む (在職30年以上の場合)	70,000	70,000	70,000
災 害	災 害 見 舞 金	20,000	20,000	20,000
医 療	入 院 ・ 傷 病 見 舞 金	5,000	5,000	5,000
永年勤続(表彰)給付	勤 続 20 年	30,000	30,000	30,000

(4) 共済制度

【制度の目的】

相互救済により組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的運営に資することを目的としている。

【事業、財源及び負担割合】

短期給付、長期給付及び福祉事業を行っており、これらを行うのに必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われている。その負担割合は、短期給付、長期給付及び福祉事業において50%ずつである。また、短期給付及び長期給付を実施するために必要な事務費は、地方公共団体が負担している。

第2 公平委員会の報告事項

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況 《 0件 》

2 不利益処分に関する措置の要求の状況

不利益処分に関する措置の要求の状況 《 1件 》

3 職員からの苦情相談の状況

職員からの苦情相談の状況 《 0件 》